

徳島県情報公開審査会答申第79号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年10月2日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県知事にメール及び要望した書類に対する南部総合県民局（阿南）に係る立案及び協議文書. H20. 7月から現在まで」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年10月9日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成20年10月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成20年11月14日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

知事への提言にメールしたものであり、その提言メールに対する協議及び立案文書

がないとは到底理解できない。いまだ何かあるのかと誤解を思わず行為自体，県職員として許されるものではない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると，本件処分の理由については次のとおりである。

本件請求に係る期間内になされた知事へのメール及び要望書について，実施機関で確認したところ，県土整備部該当案件については，本庁の港湾空港課（現港湾空港企画課）が所管するものであったため，実施機関では口頭による協議を行ったのみであり，「立案及び協議文書」を作成した事実はない。

なお，要望書は参考のため回覧したが，本件請求では，情報公開の対象が「立案及び協議文書」となっているため，対象公文書には該当しないと判断した。

以上により，本件請求に係る対象公文書は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は，本件事案について審査した結果，次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

当審査会は，本件事案について，請求の対象となる公文書の不存在を理由とした本件処分が，条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

2 認定した事実について

当審査会が，審議・調査の上認定した本件事案に係る事実は，以下のとおりである。

- (1) 本件請求は，南部総合県民局（阿南）に対してなされており，同局各部が各々公開等決定を行っている。当該各公開等決定のうち，本件処分は，南部総合県民局県土整備部（阿南）（以下「県土整備部」という。）が事務担当課として行ったものである。
- (2) 本件請求に係る期間，すなわち平成20年7月1日から同年10月2日までの間に，徳島県ホームページを通して寄せられた「知事への提言」について，県土整備部には，所管事務に直接関係する要望事項はなかった。
- (3) 本件請求に係る期間に，紙媒体により南部総合県民局に提出された要望書の類の文書が複数ある。このうち，県土整備部に対して提出されたものについて，県土整備部は，所管事務に直接関係する要望事項がなかったため，参考までに提出された当該要望書の回覧のみを行った。

3 本件処分の妥当性について

(1) 「知事への提言」に対する「立案及び協議文書」について

上記2に示すとおり、本件請求に係る機関になされた「知事への提言」については、県土整備部の所管事務に直接関係する要望事項はなかったのであるから、これに関する「立案及び協議文書」が作成されていなくとも、格別不自然・不合理な点はない。

(2) 「要望書」に対する「立案及び協議文書」について

「立案」とは、文案を作成して決裁権者の決裁を求める行為であり、「協議」とは、一定の事柄について、2人以上の者が集まって話し合う行為であると考えられる。

そうすると、一般的には、回覧行為は、特段の事情のない限り、立案にも協議にも含まれないものと解する。

上記2に示すとおり、本件請求に係る期間内に県土整備部に提出された要望書については、参考までに回覧を行ったのみであり、立案文書や協議文書に含めるべき特段の事情も認められない。

したがって、回覧処理のなされた要望書については、本件請求の対象公文書とはならない。

また、当該要望書には、県土整備部の所管事務に直接関係する要望事項がなかったのであるから、これに関する立案や協議が行われなかったとしても、何ら不自然・不合理なところはない。

そうすると、当該請求部分に係る公文書が作成されていなくとも、格別不自然・不合理な点はない。

(3) 以上により、本件請求の対象となる公文書を保有していないことを理由に本件処分を行った実施機関の判断に、不自然・不合理な点はない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年11月14日	諮問

12月12日	実施機関からの理由説明書を受理
平成21年 6月22日	審議（第67回審査会）
7月24日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 （第68回審査会）
8月25日	審議（第69回審査会）